

各地区連合町内会長 様

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長 大石 健司**第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦等について（依頼）**

惜春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年10月の衆議院議員総選挙では、大変急な選挙にもかかわらず、皆様の多大なる御協力により適正に執行することができましたことをあらためてお礼申し上げます。

さて、本年は7月から8月にかけて、参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の執行が予定されております。参議院選挙は、国会の会期延長がない限りは7月20日が想定され、市長選挙は8月3日と決定しました。夏の暑さの中、短期間で2つの選挙となりますが、公正かつ円滑な選挙執行のため、自治会町内会の皆様におかれましても、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

つきましては、誠に恐れ入りますが、投票所における投票管理者及び投票立会人として従事していただく方々の御推薦をお願いいたします。

1 選挙の日程

選挙の種類	参議院議員通常選挙（想定） （選挙区及び比例代表）	横浜市長選挙
公示・告示日	令和7年7月3日（木）	令和7年7月20日（日）
投開票日	令和7年7月20日（日）	令和7年8月3日（日）

2 依頼人数

各選挙、各投票所とも、**投票管理者1名及び投票立会人2名**

3 推薦期限等

同封の内申書※に必要事項を御記入の上、**令和7年5月19日（月）までに**、栄区選挙管理委員会あて御返送くださいますようお願い申し上げます。

※参議院通常選挙は白色、横浜市長選挙は水色の内申書にそれぞれご記入願います。

4 推薦に際し、特にお願いする点

- (1) 投票管理者・立会人は、選挙権を有することが必要です。
- (2) **投票管理者・立会人は、在職中に選挙運動をすることができません。**特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けていただきますようお願いします。

裏面あり

5 今後のスケジュール（参考）

日付	内容
5月19日(月)	投票管理者・立会人推薦にかかる内申書 返送期限
上記「内申書の返送」以降	≪投票管理者あて≫ ・投票管理者選任通知の送付 ・ 投票事務従事者 の推薦依頼 （投票所ごとの推薦人数は、添付資料（1）に記載）
6月20日(金)	投票事務従事者推薦期限
7月1日(火)	投票管理者・事務主任（区役所の各投票所担当職員）打合せ会 ※参議院議員通常選挙、横浜市長選挙の打合せ会を同時に実施する予定です。

6 今回の選挙からの変更点

(1) 投票所従事者基準の見直し

投票所従事者基準の見直しにより、有権者数5,000人未満の投票所における従事者の配置数（推薦人数）が現行から1名減となります。投票所ごとの依頼人数については、添付資料（1）のとおりです。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬の改定

選挙執行経費基準法の改正（国会審議中）に伴い、本市の投票管理者・投票立会人報酬の単価について、1,500円程度の増額予定となっています。現行の金額等については、添付資料（3）もあわせて御確認ください。

7 添付資料

- (1) 投票区（投票所）別推薦依頼人数一覧表
- (2) 投票管理者・投票立会人内申書（※こちらに記入の上、御返送ください。）
- (3) 投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点
- (4) 投票所設置場所一覧表
- (5) 公職選挙法（抜粋）

8 その他

栄区は、横浜市内でも高い投票率を維持しております。（R3市長選 52.22%・市内1位、R3衆院選 60.19%・市内2位、R4参院選 58.52%・市内2位、R5統一選 45.58%・市内1位、R6衆院選 57.83%・市内3位）

今回の選挙においても、選挙PRポスターの掲出等、啓発活動への御協力についてもあわせてお願い申し上げます。選挙PRポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会長様あて別途送付させていただきます。

担当 栄区選挙管理委員会事務室 岸、矢井田
 電話 894-8315
 Eメール sa-toukei@city.yokohama.lg.jp

投票区(投票所)別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名	【参考】 投票事務従事者数 (参議院)	【参考】 投票事務従事者数 (市長選)
1	千秀センター	1	2	・金井町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会	6	5
2	長尾台町内会館	1	2	・長尾台町内会 ・田谷町内会	豊田連合町内会自治会	6	5
3	飯島小学校	1	2	・飯島団地自治会 ・飯島ひかりが丘自治会 ・飯島町内会 ・エコヒルズ横浜自治会 ・ワンダースケープ自治会	豊田連合町内会自治会	7	6
4	長沼町内会館	1	2	・長沼町内会 ・コープ野村戸塚長沼自治会 ・かいがら坂ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
5	小菅ヶ谷小学校	1	1	・百合ヶ丘自治会 ・富士見台自治会 ・飯島町内会 ・本郷台自治会 ・栄リベラヒルズ自治会 ・みどり野ハイツ自治会	豊田連合町内会自治会	7	6
		0	1	・小菅ヶ谷西谷戸町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
6	本郷台小学校	1	1	・本郷台自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
		0	1	・小菅ヶ谷第一町内会 ・小菅ヶ谷西谷戸町内会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
7	飯島町内会館	1	2	・飯島町内会 ・芙蓉台自治会 ・ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	豊田連合町内会自治会	6	5
8	西本郷小学校	1	2	・大船富士見台自治会 ・小菅ヶ谷睦会町内会 ・春日町町内会 ・小菅ヶ谷五月会 ・小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
9	笠間小学校	1	2	・大船パークタウン自治会 ・第2大船パークタウン自治会 ・第3大船パークタウン自治会 ・笠間田立町内会	笠間連合町内会自治会	6	5
10	笠間通り町町内会 笠間会館	1	2	・笠間宮上町内会 ・笠間上町町内会 ・松ヶ丘町内会 ・笠間山王町内会 ・笠間通り町町内会 ・ライブタウン大船自治会	笠間連合町内会自治会	6	5
11	栄区役所新館	1	2	・コープ野村湘南本郷台自治会 ・コープ野村本郷台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
		0	0	・市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会		
12	さかえ福祉活動ホーム	1	2	・朝日平和台自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
13	公田小学校	1	2	・椎郷台町内会 ・桂公田町会 ・公田ハイツ自治会 ・湘南ハイツ自治会 ・グリーンテラス本郷台自治会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
14	柏陽高等学校	1	1	・市営本郷台住宅自治会 ・本郷台駅前市街地住宅自治会 ・市営小菅ヶ谷住宅自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	1	・中野町内会	本郷第三連合町内会		

投票区(投票所)別 推薦依頼人数一覧表

投票区	投票所施設名	投票管理者数	投票立会人数	町内会・自治会名	地区連合町内会名	【参考】 投票事務従事者数 (参議院)	【参考】 投票事務従事者数 (市長選)
15	小山台小学校	1	2	・小山台町内会 ・本郷台中央自治会 ・東武本郷台自治会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	0	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会		
16	本郷小学校	1	2	・鍛冶ヶ谷町内会 ・中野町内会 ・本郷富士見ヶ丘自治会	本郷第三連合町内会	7	6
		0	0	・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会		
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会		
17	公田団地集会所	1	2	・公田町団地自治会 ・桂公田町会	本郷中央連合町内会自治会	6	5
18	桂台中学校(調整中)	1	2	・桂台自治会 ・桂台団地自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会	7	6
19	上郷中学校	1	2	・犬山町会 ・上之町内会	上郷西連合町会	6	5
20	上郷小学校	1	1	・亀井町自治会 ・尾月自治会 ・犬山町会	上郷西連合町会	6	5
		0	0	・上郷町内会	上郷東連合町会		
		0	1	・フローラ桂台自治会 ・湘南桂台自治会	本郷中央連合町内会自治会		
21	桜井小学校	1	1	・若竹町内会 ・若竹山手町会 ・港南台プリンスハイツ自治会 ・ラーバン港南台自治会	本郷第三連合町内会	6	5
		0	1	・上郷町内会	上郷東連合町会		
22	中野幼稚園	1	2	・元大橋町内会 ・鍛冶ヶ谷町内会 ・ローレルスクエア港南台自治会	本郷第三連合町内会	6	5
23	庄戸小学校	1	2	・東上郷青葉ヶ丘自治会 ・庄戸一丁目～庄戸五丁目町会	上郷東連合町会	6	5
24	みどりが丘会館	1	2	・上郷町内会 ・みどりが丘自治会 ・上郷台共同住宅自治会	上郷東連合町会	6	5
25	埋蔵文化財センター	0	1	・上郷西ヶ谷団地自治会 ・上郷西ヶ谷ハイツ自治会 ・港南台コートハウス自治会	上郷西連合町会	6	5
		1	1	・上郷町内会 ・上郷ネオボリス自治会 ・長倉町自治会	上郷東連合町会		
26	本郷特別支援学校	1	1	・小菅ヶ谷第一町内会	小菅ヶ谷連合町内会自治会	6	5
		0	1	・鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会		
27	かさまゆうわ館	1	2	・笠間町内会 ・笠間西南町内会 ・笠間福住町内会 ・笠間余曽根町内会 ・笠間中央町内会	笠間連合町内会自治会	6	5
28	ガーデンアソシエ クラブアリーナ	1	2	・ガーデンアソシエ自治会	笠間連合町内会自治会	6	5

第27回参議院議員通常選挙

なるべく1日通しで従事いただける方をお願いいたします。

投票管理者・投票立会人 内申書

〇〇連合町内会自治会

投票区	投票管理者		投票立会人			
			住 所	ふりがな 氏 名	電話番号	備考
1 〇〇投票所	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	電話番号					
2 〇〇投票所	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	電話番号					
3 〇〇投票所	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	電話番号					

* 取得した個人情報は、本選挙時に係る事務でのみ利用し、これ以外の目的で利用しません。

令和7年横浜市長選挙

なるべく1日通しで従事いただける方をお願いいたします。

投票管理者・投票立会人 内申書

〇〇連合町内会自治会

投票区	投票管理者		投票立会人			
			住所	ふりがな 氏名	電話番号	備考
1 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
2 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					
3 〇〇投票所	住所					
	ふりがな 氏名					
	電話番号					

* 取得した個人情報は、本選挙時に係る事務でのみ利用し、これ以外の目的で利用しません。

投票管理者・投票立会人・投票事務従事者の推薦にあたりお願いする点

栄区選挙管理委員会事務局

1 共通事項

(1) 従事場所(予定)

別紙『投票所設置場所一覧表』のとおり

(2) 服装

特に決まりはありませんが、選挙人に不快と思われない服装でお願いします。

(スーツやネクタイの必要はありません。)

2 投票管理者

(1) 要件

ア **選挙権を有することが必要**です。

イ 投票管理者は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ 制度上投票当日の途中交代は可能ですが、**投票日 1 日を通して従事**できる方を推薦してください。

(2) 職務・従事時間など

ア 投票事務従事者の推薦

投票事務従事者の推薦をお願いします。(投票所ごとの推薦人数は、**別紙『投票区(投票所)別推薦依頼人数一覧表』に記載**)

詳細は、区選挙管理委員会から選任通知とともに送付します。

イ 区選挙管理委員会主催の「**投票管理者・事務主任打合せ会**」への出席

打合せ会は約 2 時間程度です。詳細は後日文書でお知らせします。

ウ 投票日**前日**の**投票所設営**

設営時間は基本的に午後 1 時～午後 3 時の 2 時間程度です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

エ 投票日当日の投票事務

午前 6 時に投票所に集合し、午前 7 時から午後 8 時まで投票事務に従事した後、区職員とともに開票所へ投票箱等の引継を行い、午後 9 時前後に解散となります。(休憩あり)

※ 原則として**投票所から離れられない**ことを御承知おきください。

(3) 投票所での職務

投票管理者は、投票事務の最高責任者として、投票立会人の立会いのもとに投票事務従事者(区職員・投票管理者推薦者)とともに、選挙人に投票所において正しい投票を行わせるようにすることがその役目です。また、① 投票事務が適正かつ迅速に処理されているか、② 投票の秘密が守られているか、③ 投票所内の秩序が十分保たれているか

等について常に注意していただく必要があります。

＜主な職務＞

- ・投票に関する書類や物品を選挙管理委員会から受領すること
- ・投票立会人が2人に達しない場合に補充選任すること
- ・投票所内の設備等が完全であることを点検すること
- ・投票所を開くこと
- ・選挙人名簿と対照し、選挙人が本人であるかどうか確認すること
- ・投票用紙の交付の適正を図ること
- ・投票所の秩序を保持すること
- ・投票の状況を選挙管理委員会に報告すること
- ・投票を拒否するかどうか、仮投票を許すかどうかについて決定すること
- ・点字投票の申し立てを受けること
- ・代理投票の申請を受け、その可否を決定すること
- ・投票所を閉じること
- ・投票箱を閉じること
- ・投票録をつくること
- ・投票箱、投票録等を開票管理者に送ること
- ・投票に関する書類や物品（開票管理者に送致したものを除く）を選挙管理委員会に引き継ぐこと

(4) 報酬(令和6年衆議院議員総選挙実績)

26,000 円（1日あたり、13,000 円 ※約 1,500 円増額見込み）

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代 1,930 円（弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。）

3 投票立会人

(1) 要件

ア **選挙権を有すること**が必要です。

イ 投票立会人は**在職中に選挙運動をすることができません**ので、特定の政党や候補者に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

ウ 制度上投票日当日の途中交代は可能ですが、投票日 **1日を通して従事できる方**を推薦してください。

(2) 投票日の職務

投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

ア 投票手続全般について立ち会うこと。

イ 次の場合に意見を述べること。

- ・投票を拒否するかどうかについての意見を求められたとき。

・代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)

・代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。

ウ 投票を拒否された選挙人又は投票を拒否されない選挙人について、異議があるとき意見を述べること。

エ 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき、意見を述べること。

オ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。

カ 投票録に署名すること。

キ 投票管理者が投票箱を投票所から開票管理者のもとに送るときに付き添うこと。

(3) 従事時間など

ア 投票日当日の投票事務

午前6時30分に投票所に集合し、午前7時から午後8時まで投票の立ち会いを行っていただきます。(休憩あり)

投票立会人2人のうち、どちらか1人は投票管理者、区職員とともに開票所に投票箱等の引継を行い、午後9時前後に解散となります。(もう1人の投票立会人は投票事務が終了し、投票所の撤収後に解散となります。)

※ 原則として投票所から離れられないことを御承知おきください。

イ 投票日前日の投票所設営

投票立会人は、投票所設営は業務に含まれておりませんが、投票所施設の確認の意味も含め、可能であれば投票所設営に立ち会ってください。

(4) 報酬(令和6年衆議院議員総選挙実績)

12,000円 ※約1,500円増額見込み

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代1,930円(弁当の希望有無は後日投票所担当の区職員が伺います。)

4 投票事務従事者

(1) 要件

高校生以上であること。(ただし、最低2人は選挙権を有する方)

⇒ 若者が選挙に従事することで、主権者教育(政治意識の向上)に役立ちます。

※ 選挙人の選挙人名簿照合作業は、パソコンで行うこととなるため、**最低1人はパソコンを使ったことがある方**のご推薦をお願いいたします。

(2) 投票日の職務

ア 投票所入口付近での選挙人の案内

イ パソコンによる名簿照合

ウ 「投票のご案内」への照合印の押印と案内

エ 投票用紙の交付

など

なお、職務につきましては、設営時等に投票所担当の区職員から説明があります。

(3) 従事時間など

ア 投票日 前日の投票所設営

設営時間は基本的に午後 1 時～午後 3 時の 2 時間程度です。詳細は投票所担当の区職員にご相談ください。

イ 投票日当日の投票事務

午前 6 時 30 分に投票所に集合し、午前 7 時から午後 8 時まで投票事務に従事した後投票所の撤収を行い午後 9 時頃解散となります。(休憩あり)

※ 原則として投票所から離れられないことを御承知おきください。

(4) 賃金(令和 7 年支給予定額)

ア 投票日前日 2,800 円

イ 投票日当日 20,800 円(税引き後)

(5) 投票日当日にお持ちいただく物

ア 朱肉で押す印鑑

イ 弁当代 1,930 円(弁当希望者のみ)

(6) その他

投票所設営・撤収の際に、器材運搬が発生します。また、当日は長時間の従事となりますことを、あらかじめご了承下さい。

※ 複数の町内会にまたがる投票区では、投票される方のプライバシー保護の観点から特定の自治会・町内会に固まらないよう御配慮いただければ幸いです。

以上、選挙事務へ御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

第27回参議院議員通常選挙及び令和7年横浜市長選挙投票所設置場所一覧表

栄 区

投 票 区	所 在 地	名 称	空調設備
第1投票区	横浜市栄区田谷町1,662番地 千秀公園内	千秀センター会議室	有
第2投票区	横浜市栄区長尾台町562番地	長尾台町内会館	有
第3投票区	横浜市栄区飯島町771番地の2	横浜市立飯島小学校体育館	無
第4投票区	横浜市栄区長沼町723番地	長沼町内会館	有
第5投票区	横浜市栄区本郷台四丁目31番1号	横浜市立小菅ヶ谷小学校体育館	無
第6投票区	横浜市栄区本郷台一丁目6番1号	横浜市立本郷台小学校体育館	有
第7投票区	横浜市栄区飯島町2,147番地	飯島町内会館	有
第8投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目22番1号	横浜市立西本郷小学校体育館	有
第9投票区	横浜市栄区笠間三丁目28番1号	横浜市立笠間小学校体育館	無
第10投票区	横浜市栄区笠間四丁目15番7号	笠間通り町町内会 笠間会館	有
第11投票区	横浜市栄区桂町303番地の19	横浜市栄区役所新館1階	有
第12投票区	横浜市栄区公田町635番地の16	さかえ福祉活動ホーム	有
第13投票区	横浜市栄区公田町354番地の3	横浜市立公田小学校体育館	無
第14投票区	横浜市栄区柏陽1番1号	神奈川県立柏陽高等学校1階ホール	無
第15投票区	横浜市栄区小山台一丁目15番1号	横浜市立小山台小学校体育館	無
第16投票区	横浜市栄区中野町16番地の1	横浜市立本郷小学校体育館	有
第17投票区	横浜市栄区公田町740番地	公田町団地集会所	有
第18投票区	横浜市栄区桂台中5番1号【調整中】	横浜市立桂台中学校体育館【調整中】	無
第19投票区	横浜市栄区犬山町6番2号	横浜市立上郷中学校格技場	無
第20投票区	横浜市栄区犬山町6番1号	横浜市立上郷小学校図工室	有
第21投票区	横浜市栄区上郷町242番地の2	横浜市立桜井小学校体育館	無
第22投票区	横浜市栄区元大橋二丁目32番3号	中野幼稚園体育室	有
第23投票区	横浜市栄区庄戸一丁目15番1号	横浜市立庄戸小学校体育館	無
第24投票区	横浜市栄区東上郷町26番	みどりが丘会館1階	有
第25投票区	横浜市栄区野七里二丁目3番1号	埋蔵文化財センター(旧野七里小図書室)	有
第26投票区	横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目37番12号	横浜市立本郷特別支援学校体育館	有
第27投票区	横浜市栄区笠間二丁目18番1号	かさまゆうわ館集会室	有
第28投票区	横浜市栄区笠間三丁目45番	ガーデンアソシエ クラブアリーナ 体育室	有

公職選挙法(抜粋)

(第1条から第36条まで省略)

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 6 投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
- 3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。
- 5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(第39条以下省略)